

市職員による政治資金規正法違反について

(1) 事件の概要

平成23年3月中旬ごろ、総務部長室において、総務部長は、「中松よしはる後援会」事務局長から、同後援会が同月22日に開く政治資金パーティー「中松よしはるを励ますタベ」の入場券150枚を渡され、「中松さんのパーティー券ができたので、協力してほしい」「無理しなくとも良いし、余しても構わないのでお願いしたい」などと言われ、販売を依頼されました。

総務部長は、副市長及び部内の管理職にパーティー券の購入について協力を求め、販売するとともに、各部の部長等（13名）に対して、それぞれの部長室等において、管理職の人数を勘案して、パーティー券（合計129枚）を渡し、「管理職に声をかけてみて欲しい。余ってもいいので無理をしなくてもいい」旨を伝え、所属職員への販売について協力を求めました。（各部等への依頼枚数は、次頁を参照してください。）

総務部長から協力を求められた各部長等は、それぞれの職場の管理職に、自らの部長室やそれぞれの職場において、パーティー券の購入について協力を求め、販売しました。

今回、販売されたパーティー券の枚数は、総務部20枚、財政部7枚、産業港湾部15枚、生活環境部10枚、医療保険部7枚、福祉部9枚、保健所2枚、建設部14枚、消防本部7枚、病院局15枚、水道局10枚、教育委員会15枚、議会事務局2枚、監査委員事務局2枚、合計135枚です。

今回、これらのパーティー券の販売に関わった総務部長及び当時の部長職の10名の行為が、いずれも地位利用による政治資金パーティー券の売買に関与するもので、総務部長は、自らパーティー券を販売し、及び他の部長職等に販売を求めたことから、政治資金規正法第22条の9第1項及び第2項に違反、他の部長職はパーティー券を販売したことから、同条第1項に違反するとされたものです。

内容は、現時点で把握しているものですので、今後の調査等で訂正となる場合があります。職名については3月時点のものです。

部別のパーティー券の依頼・販売数

単位：枚

NO.	部 名	総務部長から 協力を求められた 部長等	依頼 された 枚数	販売 した 枚数	返却 した 枚数	備 考
1	総務部		(※)21	20	1	副市長購入分 を含む
2	財政部	財政部長	7	7	0	
3	産業港湾部	産業港湾部長	15	15	0	
4	生活環境部	生活環境部長	10	10	0	
5	医療保険部	医療保険部長	7	7	0	
6	福祉部	福祉部長	10	9	1	
7	保健所	保健所次長	8	2	6	
8	建設部	建設部長	14	14	0	
9	消防本部	消防長	12	7	5	
10	病院局	経営管理部長	15	15	0	
11	水道局	水道局長	10	10	0	
12	教育委員会	教育部長	17	15	2	
13	議会事務局	議会事務局長	2	2	0	
14	監査委員事務局	監査委員事務局長	2	2	0	
財政部から監査委員事務局までの小計			129	115	14	
合計			150	135	15	

(※)「総務部の依頼された枚数」欄の数値は、後援会から渡された150枚から、各部に依頼した分(129枚)を差し引いた枚数としています。

パーティー券を購入した職員

単位：枚

NO.	部名	枚数	購入した職員
1	総務部	20	副市長、部長、次長、企画政策室長、企画政策室各主幹(5人)、副参事、新幹線・高速道路推進室主幹、秘書課長、国際交流担当主幹、秘書課職員(2枚)、総務課長、防災担当主幹、職員課長、情報システム課長、広報広聴課長
2	財政部	7	部長、財政課長、契約管財課長、建築審査担当主幹、税務長、市民税課長、資産税課長
3	産業港湾部	15	部長、次長、商業労政課長、商業振興担当主幹、産業振興課長、企業誘致担当主幹、農政課長、水産課長、観光振興室長、企画宣伝担当主幹、観光事業担当主幹、参事、港湾室主幹、管理課長、事業課長
4	生活環境部	10	部長、管理課長、施設管理担当主幹、生活安全課長、地域住民組織担当主幹、戸籍データベース化担当主幹、男女平等参画課長、青少年課長、廃棄物対策課長、環境課長
5	医療保険部	7	部長、次長、国保年金課長、保険収納課長、後期高齢・福祉医療課長、介護保険課長、介護事業所指導主幹
6	福祉部	9	部長、参事、地域福祉課長、自立支援法関係担当主幹、子育て支援課長、保育施設担当主幹、生活支援第1課長、生活支援第2課長、親睦会
7	保健所	2	次長、保健総務課長
8	建設部	14	部長、土木担当次長、建築担当次長、庶務課長、忍路防災担当主幹、用地管理課長、建設事業課長、緑化公園担当主幹、雪対策課長、建築住宅課長、住宅計画担当主幹、建築指導課長、まちづくり推進課長、都市計画課長
9	消防本部	7	消防長、次長、総務課長、消防団等担当主幹、警防課長、予防課長、消防署長
10	病院局	15	局長(2枚)、部長、次長、管理課長、IT担当主幹、病院新築担当副参事、同主幹、小樽病院長、事務室長、同次長、医事担当主幹、医療センター院長、事務室長、同次長
11	水道局	10	局長、次長、総務課長、料金課長、サービス課長、管路維持課長、整備推進課長、水質管理課長、浄水センター所長、水処理センター所長
12	教育委員会	15	教育長、部長、学校教育担当次長、社会教育担当次長、適正配置担当副参事、同主幹、指導室長、同主幹、総務管理課長、学校教育課長、生涯スポーツ課長、同主幹、総合博物館長、副館長、同主幹
13	議会事務局	2	局長、次長
14	監査委員事務局	2	局長、次長
	合計	135	

(2) 事件発覚からの経過

- 4月25日(月)夜 警察による市職員に対する事情聴取が始まる。
- 4月29日(金) 中松市長に「部長職を中心に管理職職員が警察の事情聴取を受けていること」を報告。
- 5月 1日(日) 副市長記者会見(午前10時)
【一部報道されている政治資金規正法に関する件について】
- 5月 1日(日)夜 総務部長が逮捕される。
- 5月 2日(月) 副市長緊急記者会見(午前1時30分)
【職員の政治資金規正法違反による逮捕について】
- 5月 2日(月) 市長初登庁
部長会議(午前9時)、就任挨拶(午後4時)で職員に訓示
市長記者会見(午前11時)
【市職員の政治資金規正法違反について】
(午後6時過ぎ～) 関わりのあった部長の部長室などの家宅捜索を受ける。
- 5月 6日(金) 副市長から各党派代表者等への経過報告
- 5月10日(火) 副市長から各党派世話人会において、北海道新聞の記事(5/7付け)について説明、陳謝
- 5月20日(金) 総務部長ほか当時の10名の部長が起訴され、略式命令を受ける。
市長記者会見(午後7時)
【政治資金規正法違反事件について】
- 5月24日(火) 第1回臨時会において、緊急質問を受ける。
- 5月27日(金) 総務部長記者会見(午前10時30分)

(3) 刑事処分の内容

5月20日、総務部長ほか、当時の10名の部長は、札幌区検察庁から札幌簡易裁判所に起訴され、札幌簡易裁判所から以下の略式命令を受けました。

◆ 山 崎 範 夫 (総務部長)

罰金30万円、選挙権及び被選挙権を有しない期間5年

◆ 貞 原 正 夫 (財政部長)

磯 谷 揚 一 (産業港湾部長) ※

明 井 隆 生 (生活環境部長)

志 久 旭 (医療保険部長)

中 村 浩 (福祉部長)

竹 田 文 隆 (建設部長)

会 田 泰 規 (消防長)

吉 川 勝 久 (病院局経営管理部長) ※

大 野 博 幸 (教育委員会教育部長)

小 軽 米 文 仁 (水道局長) ※

以上10名

罰金15万円、選挙権及び被選挙権を有しない期間4年

◆ 政治資金規正法の関係条項

第22条の9第1項及び第2項

第26条の4第3号及び第4号

第28条第1項及び第3項

※印の部長等は、平成23年3月末で退職しています。